

2017年8月3日

Japan tax alert

EY税理士法人

特別試験研究費税額 控除制度ガイドライン (平成29年度版)の公表

EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したアラートは、
下記サイトからご覧になれます。

www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html

平成29年7月、経済産業省より特別試験研究費税額控除制度ガイドライン(平成29年度版)(以下、「ガイドライン」という)が公表されました。^{1,2}

平成29年度税制改正及びガイドラインの改訂では、特別試験研究費税額控除制度(以下、「オープンイノベーション型」という)が真にインセンティブとして機能するよう、企業等の実務に合わせた運用改善が行われました。

1. http://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax/29FYguidline.pdf

2. 特別試験研究費の税額控除制度は、大学や国の研究機関、また他企業等との共同研究及び委託研究等の連携について、特に大きなインセンティブを与える制度で、オープンイノベーションの促進に資する政策の一つとして、重要なものとして位置付けられてきました。平成27年度税制改正では、これまで以上にオープンイノベーションを加速するために、制度の抜本的拡充(従来は総額型の一部であった特別試験研究費の税額控除制度を別制度として総額型から切り出し、その控除上限は法人税額に対して5%の恒久措置とする改正)が行われました。

1. オープンイノベーション型の運用改善

平成29年度税制改正及びガイドラインの改訂で行われた運用改善は以下の通りです。

項目	改正前	改正後
契約変更があった場合	契約変更があった場合には、その契約変更日以後に生じた費用のみが対象	契約変更前に生じた費用であっても、その契約に係るものであることが明らかであり、その費用発生と契約変更日が同一事業年度にあれば対象
相手方の確認を受ける場合における費用内訳と領収書等との突合	対象費用の額の確認について、費用内訳(明細書)と領収書等との突合が必要と考えられている	対象費用の額の確認については、領収書等との突合までは求めないことを明確化
試験研究費の範囲の拡大	共同・委託研究において、自社外試験研究費については、税額控除の対象となる費用から一定の費用が除かれている	「当該研究に要した費用の総額」とすることにより、当該研究に必要な間接経費(光熱費や修繕費等)も含む

2. オープンイノベーション型の運用改善による企業への影響

これまでオープンイノベーション型については、適用要件が厳しく定められていることから制度の適用を断念してしまうケースが多く見受けられました。平成29年度税制改正によって実務面での手続き負担は軽減され、また税額控除の対象となる費用の範囲についても拡大されました。

(1) 契約変更があった場合

オープンイノベーション型の適用要件の一つに「契約に記載すべき事項」が定められているため、共同研究又は委託研究の契約書が締結された後に記載事項が足りないことが判明したときは、この要件を満たすために契約書の記載事項を補完又は変更する必要があります。

平成29年度税制改正前までは、契約変更があった場合、契約変更日以後に生じた費用のみが税額控除の対象でしたが、税制改正後は契約変更前に生じた費用についても税額控除の対象になることから、オープンイノベーション型の適用を受けるための契約書の見直しを柔軟に行うことができるようになりました。

(2) 費用内訳と領収書等との突合

平成29年度税制改正前までは領収書等との突合作業が必要と考えられ、共同研究又は委託研究の相手先(大学等)において多大な事務負担が懸念されていました。しかしながら、改正後は突合作業が不要であることが明確化されたため、相手先の手務負担が軽減され、協力を得られやすくなると考えられます。

(3) 間接経費を対象とする範囲の拡大

平成29年度税制改正により、自社外試験研究費に係る費用の限定が廃止され、対象費用に間接経費(光熱費や修繕費等)を含むようになりました。間接経費は相当額発生すると見込まれますので、改正前よりも税額控除額が増えると考えられます。

上記のように、実務面での手続き負担の軽減や税額控除の対象となる費用が拡大されたことにより、従前よりもオープンイノベーション型の適用効果、適用可能性が増したと考えられます。共同研究又は委託研究は行っているものの、これまで適用を受けてこなかった企業につきましても、当該改正を機に、改めてオープンイノベーション型の検討を行ってみることが有用といえます。

なおEYでもオープンイノベーション型の適用を受けるためのサービスを提供しておりますので、本サービスに関するご質問・ご意見等がございましたら、下記までお問い合わせください。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

矢嶋 学	エグゼクティブディレクター	+81 3 3506 2609	manabu.yajima@jp.ey.com
大久保 充士	マネージャー	+81 80 9894 2652	atsushi.okubo@jp.ey.com
笠井 晃太郎	マネージャー	+81 90 9006 3073	kotaro.kasai@jp.ey.com
宮崎 晃	マネージャー	+81 80 1130 0349	akira.miyazaki@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出しています。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、www.ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2017 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20170803

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp